

山口宇部空港の特定利用空港指定に反対する請願

紹介議員

荒川 憲 幸
五十嵐 仁 美
浅田 徹

【請願の趣旨】

山口宇部空港の特定利用空港指定は、軍事的な「抑止力や」「対処力を高め」（山口県ホームページ掲載の「《国説明資料》「資料 01_公共インフラ整備概要説明資料」の「よくあるご質問」A2）ることを通して、「防衛体制の強化」（前掲資料タイトル）を図ろうとするもの、すなわち、紛れもなく軍事化・軍拡の一角を構成するものであり、従って、憲法違反の疑いが高いものでもあり、宇部市議会としては山口宇部空港の特定利用空港指定に反対の意思を表明するべきである。

【請願事項】

宇部市議会は、山口宇部空港の特定利用空港指定に反対の意思を表明する。

2025年9月3日

宇部市議会議長 山下節子 様

請願者 住所

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

【最終更新日：令和7年8月29日】

公共インフラ整備の取組の基本的な考え方

考え方

【運用】

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、**平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」**を設ける。これらを、「**特定利用空港・港湾**」とする。

【整備】

「**特定利用空港・港湾**」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、**必要な整備又は既存事業の促進**を図る。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「**特定利用空港・港湾**」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、**道路ネットワークの整備**を図る。

【整備の概要】

- 空港の滑走路延長・エプロン（駐機場）整備や港湾の岸壁・航路の整備、道路ネットワークの整備などを行う。

【既存事業の促進】

- 既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。

【参考：国家安全保障戦略(2022年12月閣議決定)の記述】
総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。



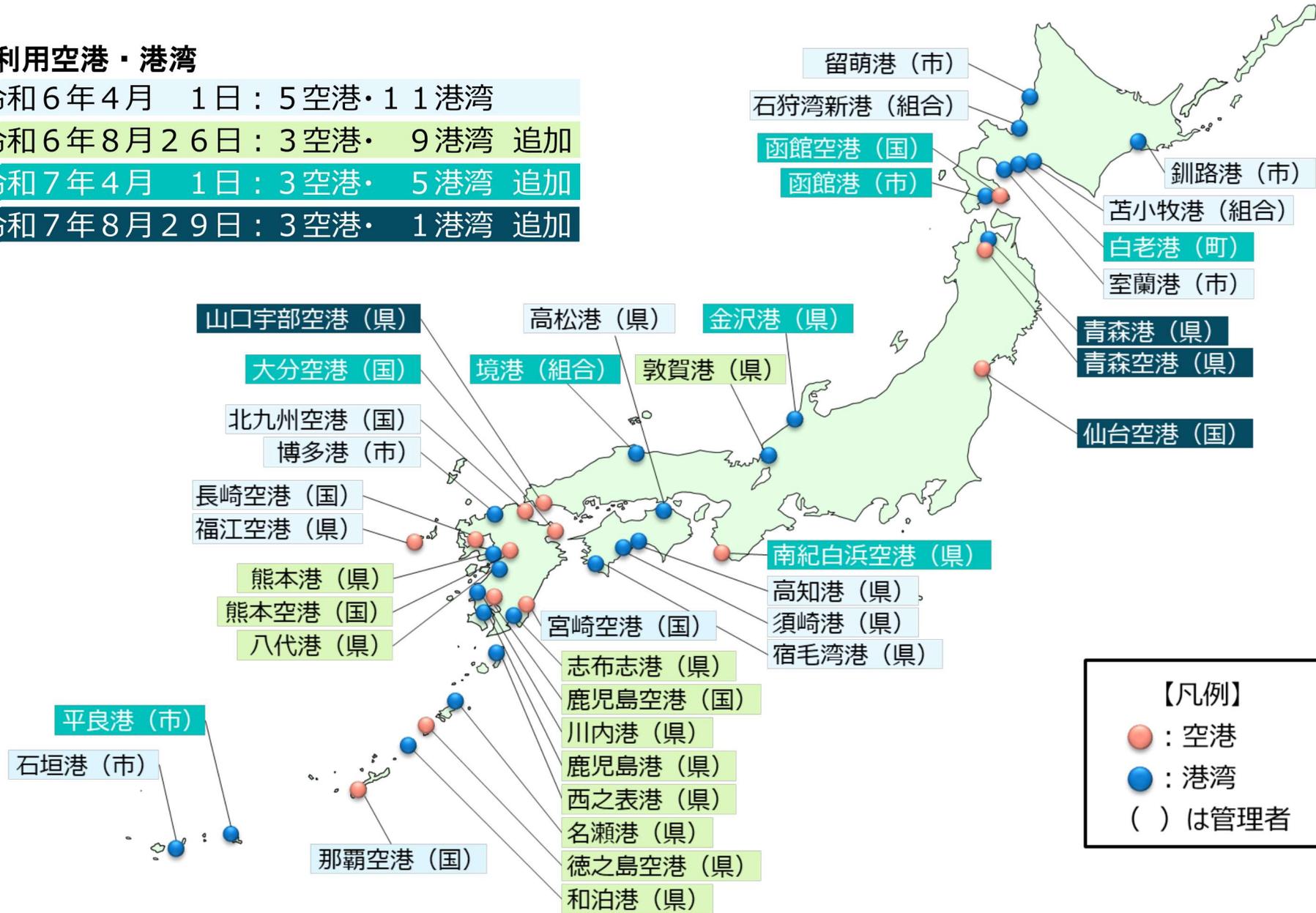
- インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- 上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

特定利用空港・港湾 (令和7年8月29日時点)

○ 以下の14空港及び26港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とした。

特定利用空港・港湾

- 令和6年4月 1日：5空港・11港湾
- 令和6年8月26日：3空港・9港湾 追加
- 令和7年4月 1日：3空港・5港湾 追加
- 令和7年8月29日：3空港・1港湾 追加



道路ネットワークの整備

- 令和7年度においては、沖縄県と北海道に所在する「特定利用空港・港湾」(注)とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。

(注) 沖縄県：那覇空港

北海道：室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港

令和7年度における道路ネットワークの整備に係る事業名（箇所）

整備事業名（箇所）
那覇北道路【沖縄県】
小禄道路【沖縄県】
豊見城東道路【沖縄県】
北海道縦貫自動車道（士別剣淵～名寄）【北海道】
北海道横断自動車道（足寄～北見）【北海道】
端野高野道路【北海道】
厚賀静内道路【北海道】
静内三石道路（静内～東静内）【北海道】
生田原道路【北海道】
長沼南幌道路【北海道】
遠軽上湧別道路【北海道】

よくあるご質問

Q1 この取組は有事を対象とするものですか？

A1 この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）等に基づき行われます。
また、その際、どの空港・港湾を利用することになるのかについては、「特定利用空港・港湾」であるか否かにかかわらず、その時々状況に応じて必要な空港・港湾を利用することとなります。

Q2 「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？

A2 自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。
むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものです。

Q3 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？

A3 基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻繁に利用してきており、今後もこれまでと同様に利用させていただくことを想定しておりますが、いずれにせよ、「特定利用空港・港湾」となったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q4 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

A4 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

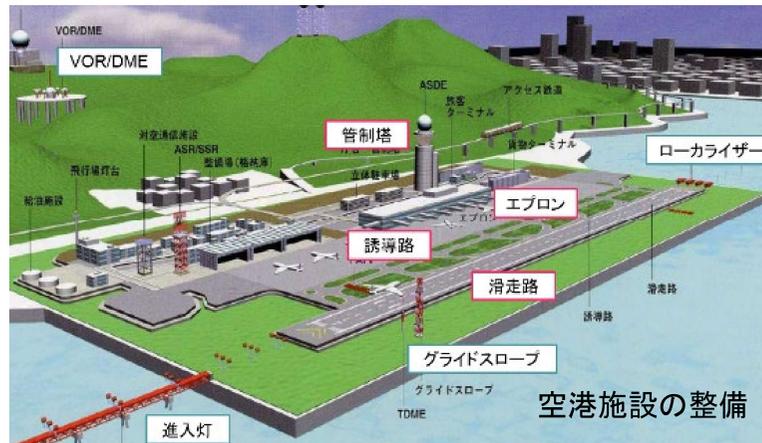
Q5 「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？

A5 この枠組みは、自衛隊・海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

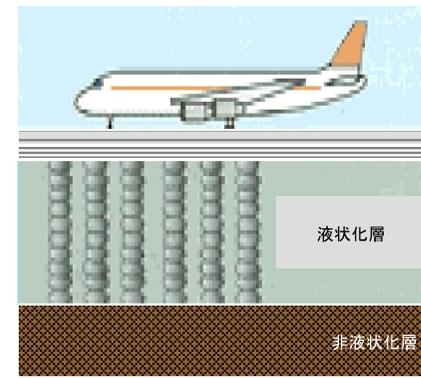
参考：民生利用のイメージ（空港）

- 地域の玄関口となる空港の受入環境整備により、今後の航空需要の回復・増大に対応。
- 空港の防災・減災対策の推進、滑走路端安全区域整備等により、航空の安全・安心を確保。

空港における受入環境整備

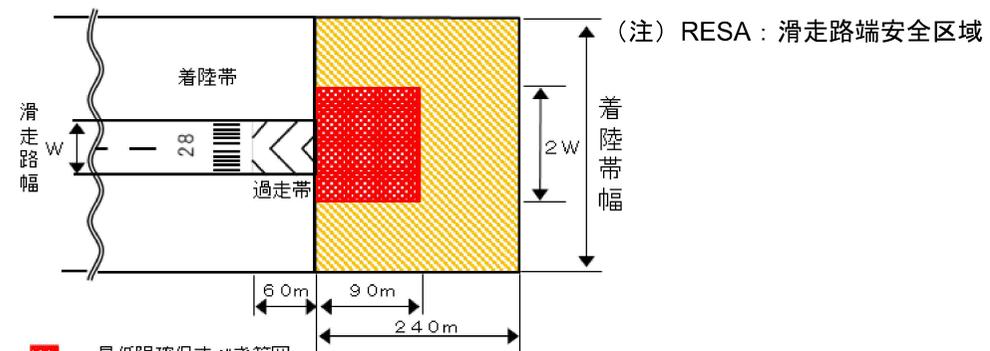


航空の安全・安心の確保



液状化層の地盤改良対策により、舗装の損壊を防止

防災・減災（耐震対策等）
・RESAの長さおよび幅(国内基準_平成29年4月改訂)



■ : 最低限確保すべき範囲
■ : 可能な限り用地の確保に努める範囲 ※計器着陸滑走路1,200m以上の場合

オーバーラン等へ対応する滑走路端安全区域

参考：民生利用のイメージ（港湾）

- 岸壁、航路、防波堤等の港湾施設の整備により、フェリー・RORO船、バルク貨物船等の大型化や貨物需要の増大への対応、大型クルーズ船等の受入環境の整備、船舶の航行安全の確保、災害時の港湾機能の確保等を図る。

(注) RORO船：トラックやトレーラーが自走で船に乗り込み、貨物を積載したまま運搬できる貨物用の船舶
バルク貨物船：小麦等の粉粒体や液体を個包装せずに輸送するバルク輸送に使用する船舶

船舶大型化等への対応



RORO船の荷役状況

クルーズ船の受入環境整備



大型クルーズ船やラグジュアリークラスのクルーズ船等の接岸に対応

船舶の航行安全の確保



防波堤により荒天時の波浪等から港内静穏度を確保

災害時の港湾機能の確保

○大規模地震発生後の岸壁の状況

非耐震岸壁：
ひび割れ等発生



耐震強化岸壁：
異常なし



耐震強化岸壁の整備効果

空港

- 空港の整備・利用により、短期間の島外避難を必要とする国民保護時の輸送能力を確保するとともに、災害派遣の救援部隊の派遣をより効率的に実施。
- 波浪等により船舶による避難が困難・遅延する場合においても、航空機による避難経路を確保。

港湾

- 大型船舶を用いることにより、国民保護時の輸送能力が向上する。
- 大型船舶の出入港が可能となることにより、災害時に大型船舶を用いた緊急物資輸送や医療支援等が可能になるとともに、大規模災害からの復興に際し、大量の建設資機材の搬入等が可能となる。



住民避難のイメージ
(国民保護共同訓練より)



被災者等空輸のイメージ
(防衛省災害対処に係る訓練より)



救援物資・車両の搭載
(防衛省災害派遣時の写真)



被災地での給水支援
(海上保安庁災害対応の写真)

参考：自衛隊・海上保安庁利用のイメージ

自衛隊

- 航空機を状況に応じて配置することにより、侵攻部隊に対し、より遠方で対応します。
- 状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開。併せて国民保護を実施します。
- また、大規模災害発生時には、災害派遣の効率的な実施が可能となります。
- 上記の実効性を確保するため、平素から訓練等で空港・港湾を利用します。



利用する艦艇・航空機のイメージ（一例）



※訓練時写真

海上保安庁

港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等への対応及び必要となる補給、訓練等のために空港・港湾を定期的にご利用します。

港湾施設等のテロ等警戒 捜索救難及び人命救助

海峡等における警戒監視 住民の避難及び救援

船舶への情報提供及び避難支援

港湾施設等のテロ等警戒



利用する巡視船艇・航空機のイメージ（一例）



※訓練時写真

参考：特定利用空港・港湾（令和7年8月29日時点）

区分	年月日	所在地	名称	管理者
空港 (14)	令和6年4月1日	沖縄県	那覇空港	国
		宮崎県	宮崎空港	国
		長崎県	長崎空港	国
			福江空港	県
		福岡県	北九州空港	国
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島空港	国
			徳之島空港	県
		熊本県	熊本空港	国
	令和7年4月1日	大分県	大分空港	国
		和歌山県	南紀白浜空港	県
		北海道	函館空港	国
	令和7年8月29日	山口県	山口宇部空港	県
		宮城県	仙台空港	国
		青森県	青森空港	県

○ 現在までに、**14空港及び26港湾**について、「特定利用空港・港湾」とした。

- ・令和6年4月 1日：5空港・11港湾
- ・令和6年8月26日：3空港・9港湾 追加
- ・令和7年4月 1日：3空港・5港湾 追加
- ・令和7年8月29日：3空港・1港湾 追加

区分	年月日	所在地	名称	管理者	
港湾 (26)	令和6年4月1日	沖縄県	石垣港	市	
		福岡県	博多港	市	
		高知県	高知港	県	
			須崎港	県	
			宿毛湾港	県	
		香川県	高松港	県	
		北海道	室蘭港	市	
			苫小牧港	組合	
			釧路港	市	
			留萌港	市	
			石狩湾新港	組合	
			鹿児島港	県	
		令和6年8月26日	鹿児島県	志布志港	県
				川内港	県
	西之表港			県	
	名瀬港			県	
	和泊港			県	
	熊本港			県	
	熊本県		八代港	県	
	福井県		敦賀港	県	
	令和7年4月1日		沖縄県	平良港	市
			鳥取県・島根県	境港	組合
		石川県	金沢港	県	
		北海道	函館港	市	
	白老港		町		
	令和7年8月29日	青森県	青森港	県	

議案第七十七号

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成十年条例第二号）の一部を次のように改める。

令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十七条第一項中「第十八条の二第一項」を「第十八条の三第一項」に改める。
第十八条の三を第十八条の四とする。

第十八条の二第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十八条の三とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十八条の二 任命権者は、宇部市職員の育児休業等に関する条例（平成四年条例第三号。以下「育児休業条例」という。）第二十四条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 育児休業条例第二十四条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児

期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の構築その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第十八条の二第一項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(休暇等の承認)

第十八条

(介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第十八条の三第一項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(休暇等の承認)

第十八条

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第十八条の二 任命権者は、宇部市職員の育児休業等に関する条例（平成四年条例第三号。以下「育児休業条例」という。）第二十四条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 三 育児休業条例第二十四条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又

は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 | 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 | 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 | 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 | 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 | 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十八条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十八条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな

ければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の三

ければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の四

令和7年9月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議案	第77号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件
要旨	人事院規則の一部改正を踏まえて、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の構築その他所要の整備をするもの。
概要	<p>1 主な改正内容</p> <p>仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知・意向確認等の義務化</p> <p>(1) 周知・確認時期</p> <p>ア 職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき</p> <p>イ 子の3歳誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)</p> <p>(2) 制度周知</p> <p>ア 時差出勤制度</p> <p>イ 部分休業制度</p> <p>ウ 時間外勤務及び深夜時間帯勤務の制限 等</p> <p>(3) 確認内容</p> <p>ア 勤務時間帯（始業及び終業の時刻）</p> <p>イ 勤務地（就業の場所）</p> <p>ウ 両立支援制度等の利用及び期間</p> <p>エ 仕事と育児の両立に資する就業の条件 (業務量、労働条件の見直し等)</p> <p>2 対象職員 全職員</p>
施行日	公布の日から

議案第七十八号

宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(宇部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 宇部市職員の育児休業等に関する条例(平成四年条例第三号)の一部を次のように改める。

第一条中「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第二十条第一号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の下に「次条において同じ。」を加える。

第二十一条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)」の承認は」に改め、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十一条の次に次の四条を加える。

(第二号部分休業の承認)

第二十一条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第二号部分休業」という。))の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十一条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十一条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十一条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十二条中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第二十三条中「第十四条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたとき」に改める。

（宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第二条 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年条例第七十三号）の一部を次のように改める。

第十四条第二項中「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の宇部市職員の育児休業等に関する条例第二十一条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

「説明」

地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、職員の部分休業制度の充実を図るため、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市職員の育児休業等に関する条例(平成四年条例第三号)

旧

新

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第七条、第八条、第十条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第二十条

一 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(部分休業の承認)

第二十一条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十四条に規定する特別休暇の承認(職員が生後満一年に達しない生児を育てる場合に限る。)又は勤務時間条例第十七条の二第一項に規定する介護時間の承認を得ている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の承認に係る時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第七条、第八条、第十条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第二十条

一 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)

(第一号部分休業の承認)

第二十一条 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十四条に規定する特別休暇の承認(職員が生後満一年に達しない生児を育てる場合に限る。)又は勤務時間条例第十七条の二第一項に規定する介護時間の承認を得ている職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の承認に係る時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間

を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業 の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第二号部分休業の承認）

第二十一条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十一条の三 育児休業法第十九条第二項

の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第二十一条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十一条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第二十二條 職員が育児休業法第十九条第一

項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、宇部市職員の給与に関する条例第十三条第一項(当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第十五条又は第二十五条)の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、宇部市職員の給与に関する条例第十八条(当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第二十二條 職員が部分休業

の承認を受けて勤務しない場合には、宇部市職員の給与に関する条例第十三条第一項(当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第十五条又は第二十五条)の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、宇部市職員の給与に関する条例第十八条(当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与

等条例第十四条又は第二十四条)に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第二十三条 第十四条の規定は、部分休業について準用

する。

等条例第十四条又は第二十四条)に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第二十三条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年条例第七十三号)

旧

新

(給与の減額)

第十四条

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を

勤務し

ないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第十四条

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部を勤務し

ないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

令和7年9月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議 案	第78号 宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
要 旨	地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正を踏まえて、職員の部分休業制度の充実を図るため、所要の整備をするもの。
概 要	1 育児に係る部分休業の取得パターンの多様化 【現行】 (1) 1号部分休業 1日に勤務時間の始め又は終わってから連続した2時間の範囲内で取得 【改正後】 (1) 1号部分休業 変更 勤務時間の始め又は終わりに限らず2時間の範囲内で取得 (2) 2号部分休業 新設 1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく取得できるパターンを追加 ・常勤職員…77時間30分（7時間45分に10を乗じて得た時間） ・非常勤職員…1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間 (参考 規則改正によるもの) ○対象職員 ・常勤職員 ・1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員
施行日	公布の日から

議案第七十九号

宇部市消防団条例中一部改正の件

宇部市消防団条例（昭和二十五年条例第三十三号）の一部を次のように改める。
令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三条第一項中「八百二十人」を「七百人」に改め、同項第一号中「七百二十人」を「六百人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

諸般の事情を考慮し、本市の消防団員の定員を見直すものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(定員)

第三条 消防団員の定員は八百二十人とし、
次の各号に掲げる消防団員の区分ごとの定員はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次号に掲げる消防団員以外の消防団員
(以下「基本消防団員」という。) 七
百二十人

(定員)

第三条 消防団員の定員は七百人とし、
次の各号に掲げる消防団員の区分ごとの定員はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次号に掲げる消防団員以外の消防団員
(以下「基本消防団員」という。) 六
百人

令和7年9月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 防災危機管理課

議案	第79号 宇部市消防団条例中一部改正の件
要旨	諸般の事情を考慮し、消防団員の定数を見直すものである。
概要	消防団員の条例定数は、消防団員数と乖離しているため、消防団員の定数を見直すものである。 第三条第一項中「八百二十人」を「七百人」に改め、同項第一号中「七百二十人」を「六百人」に改める。
施行日	公布の日から

議案第八十号

宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

宇部市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年条例第二十六号）の一部を次のように改める。

令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十四条の二中「津波」の下に「、地盤の液化化」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(特殊公務に従事する消防団員の特例)

第十四条の二 消防団員がその生命又は身体に對する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第八条の二第二項、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の二第一項の額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とし、第十二条の三第一項の額は、同項本文に規定する額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額（第十二条の二第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(特殊公務に従事する消防団員の特例)

第十四条の二 消防団員がその生命又は身体に對する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地盤の液状化その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第八条の二第二項、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の二第一項の額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とし、第十二条の三第一項の額は、同項本文に規定する額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額（第十二条の二第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

令和7年9月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 防災危機管理課

議案	第80号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件
要旨	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正に伴い、 所要の整備を行うもの。
概要	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正により、 「災害」の定義において、「異常な自然現象」の例示として「地盤の 液状化」を明記（第2条第1号関係）したもの。</p> <p>宇部市消防団員等公務災害補償条例、第十四条の二中「津波」の下 に「、地盤の液状化」を加える。</p> <p>《参考》 災害対策基本法第二条第一号 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、 地震、津波、<u>地盤の液状化</u>、噴火、地滑りその他の異常な 自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす 被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因に より生ずる被害をいう。</p>
施行日	公布の日から

議案第87号

工事請負変更契約締結の件

令和6年9月市議会定例会において議決された議案第85号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 613,003,600円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 559,790,000円也)

【説明】

- 1 工事名 宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事
- 2 工事場所 宇部市厚南中央五丁目6番22号
- 3 工事の概要 鉄筋コンクリート造地上3階建て
延べ面積 1,393.61㎡
- 4 契約の相手方 新光産業・村田建設・今田工務店共同企業体
代表者 宇部市厚南中央二丁目1番14号
新光産業株式会社
代表取締役社長 沖 将 介
宇部市芝中町7番25号
村田建設株式会社
代表取締役 村 田 輝 文
宇部市助田町1番37号
株式会社今田工務店
代表取締役 今 田 忍 武

- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用等により、
工事請負金額を増額変更するものである。

令和7年9月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 防災危機管理課

議案	第87号 工事請負変更契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事の件
要旨	労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用等により、工事請負金額を増額変更するものである。
概要	<p>令和6年9月市議会定例会において、議案第85号について、工事請負契約締結の件、議決。</p> <p>令和7年6月宇部市一般会計補正予算（第1回）において、インフレスライド条項による増額補正議決。</p> <p>変更契約の締結について、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。</p>
施行日	

議案第八十一号

宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十八条中「宇部市公告式条例」を「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を宇部市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとともに、措置をとることによつてする」に改める。

第十八条の三中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第三十四条の二中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第三十六条の二第一項ただし書中「若しくは法第三百十四条の二第四項」を「法第三百十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第三十六条の三の二第一項第三号及び第三十六条の三の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第三十六条の三の二第一項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第三十六条の三の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

附則第十六条の二の次に次の一条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第十六条の二の二 令和八年四月一日以後に第九十二条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第九十二条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第九十三条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第九十四条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第九十二条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ(第九十三条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- 一 第一項第一号に掲げる加熱式たばこ併せて喫煙の用に供されるもの
- 二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第九十三条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十六条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第四条の規定 令和八年四月一日
- 二 第十八条及び第十八条の三の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の宇部市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第十八条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十四条の二及び第三十六条の二第一項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和七年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第三十六条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第三十六条の三の二第一項第三号及び第三十六条の三の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第三十六条の三の二第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第三十六条の二第一項ただし書に規定する給与について提出する新条例第三十六条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の宇部市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第三十六条の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第三十六条の三の二第一項及び

第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第三十六条の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十六条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第三十六条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第四条 次項に定めるものを除き、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第十六条の二の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、宇部市税賦課徴収条例第十二条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第九十四条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第十六条の二の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- 一 宇部市税賦課徴収条例第九十四条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第十六条の二の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数
- 二 新条例附則第十六条の二の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

「説明」

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例措置その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(公示送達)

第十八条 法第二十条の二の規定による公示送達は、宇部市公告式条例

(公示送達)

第十八条 法第二十条の二の規定による公示送達は、公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を宇部市公告式条例(平成十六年条例第二十六号)第二条第三項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

(納税証明事項)

第十八条の三 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)第一条の九第二号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明事項)

第十八条の三 施行規則 第一条の九第二号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(市民税の申告)

第三十六条の二 第二十三条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、施行規則第五号の四様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第三百七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一

(市民税の申告)

第三十六条の二 第二十三条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、施行規則第五号の四様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第三百七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一

日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第二項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十四条の七の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第二十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族

日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第二項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額

（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第三十六条の三の二第一項第三号及び第三十六条の三の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十四条の七の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第二十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族

等申告書)

第三十六条の三の二

三 扶養親族 の氏名

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第三十六条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十三条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

三 扶養親族 の氏名

等申告書)

第三十六条の三の二

三 扶養親族又は特定親族の氏名

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第三十六条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十三条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)(若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

三 扶養親族又は特定親族の氏名

附 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第十六条の二

附 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第十六条の二

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第十六条の二の二 令和八年四月一日以後に第九十二条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第九十二条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第九十三条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第九十四条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第九十二条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- 一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ
当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2| 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3| 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4| 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第九十三条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの

二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第九十三条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

令和7年9月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 市民税課

議案	第81号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件																		
要旨	令和7年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、個人の市民税に係る特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例措置その他所要の整備を行うもの。																		
概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 公示送達（第18条） 市役所の掲示場に掲示していた公示送達について、インターネットを利用する方法により閲覧することができる状態に置く措置を追加するもの。</p> <p>(2) 個人市民税について、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備（第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定扶養控除の対象となる大学生年代の子等（19歳以上23歳未満）の所得要件の緩和 ・ 特定親族特別控除を新設し、一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入 <p>（資料1）</p> <table border="1"> <caption>個人住民税の控除額（万円）</caption> <thead> <tr> <th>対象となる親族の給与収入金額（所得金額）（万円）</th> <th>控除額（万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>103(48)</td> </tr> <tr> <td>特定扶養控除</td> <td>123(58)</td> </tr> <tr> <td>特定親族特別控除</td> <td>160(95)</td> </tr> <tr> <td>特定親族特別控除（新設）</td> <td>188(123)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>165(100)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>170(105)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>175(110)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>180(115)</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる親族の給与収入金額（所得金額）（万円）	控除額（万円）	現行	103(48)	特定扶養控除	123(58)	特定親族特別控除	160(95)	特定親族特別控除（新設）	188(123)	その他	165(100)	その他	170(105)	その他	175(110)	その他	180(115)
対象となる親族の給与収入金額（所得金額）（万円）	控除額（万円）																		
現行	103(48)																		
特定扶養控除	123(58)																		
特定親族特別控除	160(95)																		
特定親族特別控除（新設）	188(123)																		
その他	165(100)																		
その他	170(105)																		
その他	175(110)																		
その他	180(115)																		

(資料2)

特定親族の合計所得金額（収入金額）	控除額
58万円超 95万円以下（123万円超 160万円以下）	4 5万円
95万円超 100万円以下（160万円超 165万円以下）	4 1万円
100万円超 105万円以下（165万円超 170万円以下）	3 1万円
105万円超 110万円以下（170万円超 175万円以下）	2 1万円
110万円超 115万円以下（175万円超 180万円以下）	1 1万円
115万円超 120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円

(3) たばこ税について、加熱式たばこと紙巻たばことの税の負担格差を解消するため、加熱式たばこの課税方式を、課税の適正化の観点から見直すもの。
(附則第16条の2の2)

① スティック型の加熱式たばこ※

⇒加熱式たばこの重量の0.35グラムを紙巻たばこ1本に換算
※1本当たり0.35グラム未満の場合は、当該加熱式たばこ1本を紙巻たばこ1本とする。

② スティック型の加熱式たばこ以外の加熱式たばこ

⇒加熱式たばこの重量の0.2グラムを紙巻たばこ1本に換算
※1個当たりの重量が4グラム未満の場合は、当該加熱式たばこ1個を紙巻たばこの20本に換算

※**「スティック型の加熱式たばこ」**

葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

激変緩和のため、上記の改正は2段階で実施する。

・令和8年4月から

⇒改正前の換算本数×0.5 + 改正後の換算本数×0.5

・令和8年10月から

⇒改正後の換算本数

施行日

(1) 地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(2) 令和8年1月1日

(3) 令和8年4月1日

(激変緩和のため2段階で実施：令和8年10月1日)